

集貨インセンティブ事業の概要

陸上輸送等貨物誘致事業

詳細は阪神国際港湾(株)にご連絡ください。

1. 対象事業（概要）

国内他港から陸上ルート（トラック、鉄道、フェリー等）を利用して、阪神港へ転換及び新規に輸出入を行う事業

2. 委託対象者

輸送依頼者と輸送事業者による共同提案

※輸送依頼者…荷主、フォワーダーなど

輸送事業者…フェリー会社、鉄道会社、
フォワーダー、陸運事業者など

3. 委託内容

下記金額を基準に協議の上、決定

1TEUあたりの業務委託料（基準額）

5,000円

※リーファーコンテナ等を利用した農林水産物・食品等の国内からの集貨は、1TEUあたり7,000円を基準

- 平成30年中に開設した物流拠点等からの新規貨物は1TEUあたり2,000円を上乗せ（阪神港の最寄コンテナターミナルから片道100km以内）

